

令和7年11月文京区議会定例議会追加提案事項

1 小石川運動場改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 小石川運動場改修工事
(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
(3) 契約金額 金2億9,700万円
(4) 契約の相手方 長谷川・高橋建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号
長谷川体育施設株式会社関東支店
執行役員支店長 村上滋文
構成員 東京都文京区目白台二丁目14番14号
高橋電業株式会社
代表取締役 高橋靖幸

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年6月18日まで
② 支出科目等 令和7年度 一般会計 区民費 アカデミー費
令和8年度 債務負担行為

2 文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事
(2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
(3) 契約金額 金1億8,037万8,000円
(4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年12月10日まで
② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和8年度 債務負担行為

3 文京シビックセンター25階旧レストラン改修機械設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター25階旧レストラン改修機械設備工事
(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
(3) 契約金額 金2億9,920万円
(4) 契約の相手方 酒井・松嶋建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目11番12号
酒井工業株式会社
代表取締役 酒井孝
構成員 東京都文京区本郷四丁目35番14号
松嶋建設工業株式会社
代表取締役 安田洋之

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年12月10日まで
② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和8年度 債務負担行為

4 訴訟上の和解について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。
(2) 被告 賃貸借契約の終了後も旧区立住宅を占有している者
(3) 事件の概要
令和5年6月文京区議会定例議会において議決のあった文京区立根津一丁目住宅（以下「本件建物」という。）の明渡し等の請求に関する民事訴訟について、東京地方裁判所から和解の提案があり、被告との間で以下のとおり訴訟上の和解をすることとなった。
- (4) 主な和解内容
- ア 原告及び被告は、当事者間の本件建物に係る売買契約（以下「売買契約」という。）を本日（本和解成立日に）締結する。
- イ 原告及び被告は、当事者間の本件建物に関する平成27年12月25日付賃貸借契約が、本日、本和解成立をもって終了したことを相互に確認する。
- ウ 被告は、本和解成立日の前日までの賃料及び共益費を、令和8年3月16日限り一括して原告が別に指定する方法で支払う。この場合において、原告と被告は、被告が当該賃料及び共益費として東京法務局に令和5年3月分から令和7年12月分まで月20万6,100円の割合により供託した金員について、被告が取戻請求をするものとし、原告はこれを承諾する。この場合において、被告は、原告に対し、支払の事実を証する書面の写しについて、同日中に原告に対して別に指定するファクシミリ番号宛てに送付するものとする。
- エ 被告は、原告に対し、本和解成立日から売買契約に基づく本件建物の引渡日の前日に至るまで、月20万6,100円の割合による金員の支払義務があることを認め、当該金員を、本件建物の引渡日限り一括して原告が別に指定する方法で支払う。この場合において、被告は、原告に対し、支払の事実を証する書面の写しについて、同日中に原告に対して別に指定するファクシミリ番号宛てに送付するものとする。
- オ 原告において預かり保管中の保証金は、被告が売買契約に基づく本件建物に係る売買代金並びにウ及びエの金員を支払い、原告が当該支払を確認した後、これを返還する。
- カ 売買契約に係る売買代金支払義務を被告が履行しなかったこと又は被告が金融機関の融資の承認を得られなかったことにより売買契約が解除された場合における本件建物の明渡し及び保証金に係る取扱いは、売買契約に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (ア) 被告は、建物明渡し済みに至るまで、本和解成立日から令和8年3月16日までの間は月20万6,100円、令和8年3月17日以降は月41万2,200円の割合による金員の支払義務があることを

認め、当該金員を、原告が指定する期日までに一括して原告が別に指定する方法で支払う。ただし、金融機関の融資の承認を得られなかつたことに被告の責めがない場合においては、被告は、本和解成立日から令和8年6月30日までの間は月20万6,100円、令和8年7月1日以降は月41万2,200円の割合による金員の支払義務があることを認め、当該金員を、原告が指定する期日までに一括して原告が別に指定する方法で支払う。

(イ) 原告において預かり中の保証金は、原告がウの賃料及び共益費並びに(ア)の金員の支払を確認した後、これを返還する。この場合において、本件建物の原状回復費用その他被告が負担すべき費用があるときは、保証金のうちからこれを控除することとし、保証金からこれら被告が負担すべき費用を控除した額の金員を返還する。保証金の額が、被告が負担すべき費用に満たないときは、被告は、原告が別に指定する方法で、原告が指定する期日までに当該不足分を支払う。

キ 本件建物が被告に引き渡される前に売買契約が解除された場合（カに定める場合を除く。）における本件建物の明渡し及び保証金に係る取扱いは、同契約に定めるもののほか、カ(ア)本文及び(イ)の規定を準用する。この場合において、「令和8年3月16日」とあるのは「原告が別に指定する明渡し期限の日」と、「令和8年3月17日」とあるのは「原告が別に指定する明渡し期限の日の翌日」とする。

ク 本件建物が被告に引き渡された後に売買契約が解除された場合又は同契約に基づき原告が買戻権を行使した場合における本件建物の明渡しに係る取扱いは、売買契約に定めるもののほか、カ(ア)本文の規定を準用する。この場合において、「本和解成立日から」とあるのは「売買契約が解除された日の翌日又は同契約に基づき原告が買戻権を行使し買戻代金の提供をした日の翌日から」と、「令和8年3月16日」とあるのは「原告が別に指定する明渡し期限の日」と、「令和8年3月17日」とあるのは「原告が別に指定する明渡し期限の日の翌日」とする。

ケ 売買契約に基づき原告が被告から本件建物を買い戻す場合における本件建物の明渡しに係る取扱いは、売買契約に定めるもののほか、クに定めるところによる。

コ 原告は、その余の請求を放棄する。

サ 原告及び被告は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

シ 訴訟費用は、各自の負担とする。

ス 本件建物に係る売買代金支払義務を被告が履行しなかつたこと又は被告の責めに帰すべき事由により金融機関の融資の承認を得られなかつたことを理由として売買契約が解除になった場合には、被告は、原告が指定する期日までに、鑑定に要した費用相当額を原告に支払う。